

古座川町物価高騰対応 重点支援給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 古座川町物価高騰対応重点支援給付金（**1世帯あたり10万円**）は、令和6年度新たに住民税非課税となった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 令和6年6月3日時点で古座川町に住民登録がある人が対象です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

前回の給付金との変更点

今回の給付金は

世帯全員の令和6年度「住民税所得割が非課税」の世帯のうち、

①令和5年度に7万円若しくは10万円の給付金の対象となっていない世帯

②課税されている親族等から扶養を受けていない世帯

が対象となります。

◆役場から「確認書」が届きましたら、課税されているご家族の扶養に入っていないかをご確認いただき、扶養に入っていない場合は返信用封筒にてご返信をお願いします。

○**申請期限：令和6年10月31日**

・お問い合わせ：古座川町住民生活課給付金係
☎：0735-67-7900